

札幌市都心部の喫煙対策について

～たばこを吸う人も吸わない人も快適な環境を目指して～



1 ポイ捨て等防止条例

美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保するため、平成16年12月14日に制定

2 条例の概要（過料対象）

- ルールに違反した場合の罰則（過料1,000円）を規定（下表参照）
- 過料を科す（徴収する）目的は、
→社会的ルールとして定着を図る
→違反者への反省を促す、心理的抑止効果

	ポイ捨ての禁止	路上喫煙の禁止
条項	▶ 第7条	▶ 第13条
対象区域	▶ 市内全域	▶ 嘸煙制限区域内の公共の場所 (道路や公園などが該当)
禁止行為	<p>▶ たばこの吸い殻や空き缶等*をみだりに捨てること</p> <p>* 空き缶等：空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器、包装紙、チューインガムのかみかす、紙くず</p>	<p>▶ 歩いている時や吸い殻入れがそばに設置されていないところでの喫煙*</p> <p>* 喫煙：たばこを吸うこと、火の付いたたばこを持つこと。</p> <p>※「加熱式たばこ」は、外側が熱くなく、やけどのおそれがないことから、第13条の過料処分の対象外。ただし、カートリッジ等のポイ捨てをした場合は、第7条のポイ捨て過料処分の対象</p>
理由	▶ 街の環境美化	<p>▶ たばこの吸い殻の投げ捨てにつながる</p> <p>▶ 他人の身体を害する（=やけど）おそれがある</p>

3 主な周知啓発

(1)散乱等防止指導員

- 3名（指導員2名+警備員1名）1班で喫煙制限区域を中心に、年末年始を除く毎日巡回
- 喫煙制限区域内外で、喫煙者をはじめ歩行者等にルール周知などの声掛けを実施
- 違反行為を現認した場合に過料を徴収



(2)喫煙制限区域路面ステッカー、地上機器広告

- 喫煙制限区域内であることを示すステッカーを区域内に約600枚貼付
- 都心部で、喫煙制限区域図と条例のルールを記載した周知広告を、20枚貼付
- すすきの地区で、令和7年度からポイ捨て禁止の周知広告を日本語と英語で10枚貼付（札幌市立大学によるデザイン）



(3)美化活動支援

- 市民や事業者等によるゴミ拾いのボランティア活動等に対して、清掃用具等（軍手、ゴミ袋等）の支援を実施



(4)その他

- 希望する市民や事業者等に対し、ポスター、ステッカー、のぼり旗等を配布
- 啓発映像を市内各所で発信（札幌駅、ココノススキノ、狸小路等）

1 喫煙制限区域とは

美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を美化推進重点区域、その区域内において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけではなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙（※1）を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として平成17年に指定（※2）

（※1）現在は、「他人の身体を害するおそれ」を歩きたばこによる火傷の危険性として、火のついた「紙巻きたばこ」のみを制限している。

（※2）美化推進重点区域と喫煙制限区域はそれぞれ、「都心部美化推進重点区域」「都心部喫煙制限区域」として指定し、市民等へのわかりやすさなどを念頭に、区域を一致させている。

2 現状の喫煙制限区域

南4条（南側歩道）～北8条（北側歩道）、西1丁目（東側歩道）～西4丁目（西側歩道）で区画されるエリア（P.3参照）

3 喫煙制限区域を指定した際の考え方（当時）

- (1) 歩きたばこの危険性を考慮して、子どもを含めた歩行者がある程度多いこと
- (2) 観光都市にふさわしく、（時計台やテレビ塔など）市の顔となる施設があること
- (3) 市民や観光客が覚えやすい範囲であること

4 現状の課題や問題点

(1) 主な苦情

- ・ 喫煙制限区域の際（大通公園西5丁目や創成川公園など）で路上喫煙をする人が多い。区域拡大してほしい。
- ・ 条例では、紙巻きたばこ（＝火のついたたばこ）を過料規制の対象としているが、加熱式たばこを吸っている人が多く、煙が気になる。
- ・ 散乱等防止指導員の巡回を増やしてほしい。
- ・ 喫煙所の数が不足しており、都心部でたばこを吸える場所がない。
(喫煙者より)

(2) すすきの観光協会からの要請

令和7年10月10日、すすきの観光協会より札幌市長宛てに、すすきの地区への喫煙制限区域拡大に関する要望書の提出がなされた。

（以下、概要）

- ・ すすきの地区はたばこの吸い殻のポイ捨てが非常に多い。
(すすきので働く有志によるゴミ拾いで確認)
- ・ 国道36号線から北側は喫煙制限区域であるため、たばこの吸い殻は目立たないが、南側は区域ではないので非常に目につく状況。
- ・ ココノススキノがオープンしたことで、人流に変化が生じ、日中に入通りが増え、中島公園までの道路を歩く観光客が増えた。
- ・ 今後、中島公園にMICEができることから、すすきのから中島公園にかけて喫煙制限区域に指定するべき。

3 都心部の喫煙対策の目的と必要性

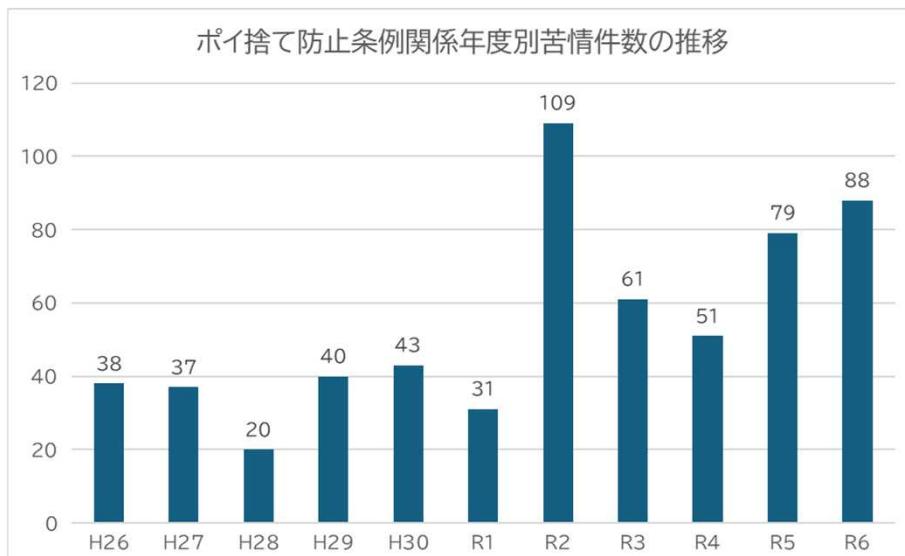
R7.12.4 札幌市環境局

1 喫煙対策の目的

- ▶ 喫煙対策を通じて、都心部利用者の満足度の向上を図るとともに、インバウンドをはじめとした観光客の受け入れ環境整備を行い、観光都市としてふさわしい環境を確保する
- ▶ そのためにも、都心部において、たばこを吸う人も吸わない人も快適な環境を享受できるようにするための取組を実施する

2 喫煙対策の必要性

- ▶ ポイ捨て等防止条例に関する苦情件数は増加傾向、特に区域境界で路上喫煙に関する苦情が多い
- ▶ ポイ捨て等防止条例の制定から20年以上が経過し、当時と状況が変わってきている(受動喫煙防止の観点、加熱式たばこの増加、インバウンドの増加など)



3 喫煙制限区域とその周辺の状況



1 調査内容

実施日：令和7年10月25日（土）、令和7年10月29日（水）
 （令和6年度以前の調査は休日の1日のみ実施）

<路上喫煙実態調査>

- 8時～20時の連続12時間について調査
- 紙巻きたばこ・加熱式たばこを問わず、路上で喫煙している状態を路上喫煙（者）としてカウント

<散乱物状況調査>

- 各調査地点において、散乱物を採集し集計
- 8時～20時までに歩道上（もしくは公園区画内）に捨てられた散乱物を当日の散乱物として集計
- ただし、8時前から捨てられている散乱物は当日分と区別するため、調査開始直前に一度採集を行い、集計の対象とはしない。（夜間分はカウントしない）

2 調査箇所

～喫煙制限区域の調査地点

- ①札幌駅北口 ②北洋銀行南口支店前
 ③グランドホテル向かい ④旧ピヴォ前
 ⑤狸小路2丁目

～喫煙制限区域外の調査地点

- ⑥大通公園西7丁目 ⑦大通公園西9丁目
 ⑧南2条西7丁目マークホテル前 ⑨創成川公園南1条
 ⑩創成川公園南3条 ⑪ココノススキノ北側
 ⑫ラウンドワンすすきの店前（北側歩道）



1 調査結果（8時～20時の連続12時間の調査結果）

条例施行前						
①札幌駅北口	H16	R4	R5	R6	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	未調査	6	40	6	40	24
路上喫煙者数	未調査	14	11	2	10	8
歩行者数	未調査	17,954	5,708	26,803	19,069	22,294
路上喫煙者率	未調査	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%

②北洋銀行南口支店前	H16	R4	R5	R6	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	144	4	18	43	17	20
路上喫煙者数	119	3	6	16	8	2
歩行者数	7,302	13,436	9,584	11,923	11,785	9,008
路上喫煙者率	1.6%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%

③グランドホテル向かい	H16	R4	R5	R6	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	274	8	42	78	46	21
路上喫煙者数	188	19	20	15	12	7
歩行者数	16,544	14,980	10,877	14,326	12,466	9,208
路上喫煙者率	1.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%

④旧ビヴォ前	H16	R4	R5	R6	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	293	8	12	16	25	24
路上喫煙者数	327	17	25	33	7	29
歩行者数	17,595	15,363	7,852	11,080	14,332	8,504
路上喫煙者率	1.9%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%

⑤狸小路2丁目	H16	R4	R5	R6	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	364	30	69	74	65	44
路上喫煙者数	230	15	20	9	16	7
歩行者数	23,081	22,664	34,067	32,887	32,507	23,290
路上喫煙者率	1.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%



1 調査結果（8時～20時の連続12時間の調査結果）

⑥大通公園西7丁目

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	8	33
路上喫煙者数	24	122
歩行者数	4,388	3,684
路上喫煙者率	0.5%	3.3%

⑩創成川公園南3条

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	63	20
路上喫煙者数	39	26
歩行者数	1,676	989
路上喫煙者率	2.3%	2.6%

⑦大通公園西9丁目

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	5	2
路上喫煙者数	4	21
歩行者数	2,819	3,061
路上喫煙者率	0.1%	0.7%

⑪ココノススキノ北側

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	37	105
路上喫煙者数	50	34
歩行者数	22,955	16,608
路上喫煙者率	0.2%	0.2%

⑧南2条西7丁目 Tマークホテル前

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	23	19
路上喫煙者数	6	13
歩行者数	1,333	1,300
路上喫煙者率	0.5%	1.0%

⑫ラウンドワンすすきの店前（北側歩道）

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	34	38
路上喫煙者数	23	5
歩行者数	4,113	2,630
路上喫煙者率	0.6%	0.2%

⑨創成川公園南1条

	R7（休日）	R7（平日）
散乱物数	20	28
路上喫煙者数	65	117
歩行者数	1,747	1,357
路上喫煙者率	3.7%	8.6%

2 区域外での喫煙に対する条例の規定

～喫煙の制限（努力義務）

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行中（自転車乗車中を含む。以下同じ。）であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

喫煙制限区域の外においても、「公共の場所」では路上喫煙を控えるよう、条例により努力義務として規定している。

- 指導員が区域外での路上喫煙を見かけた場合に、指導を行うことはできない。（ポイ捨ては区域外でも過料適用対象）
- そのため区域外の喫煙対策の判断については、その施設（土地）の管理者に委ねられている。



<喫煙制限区域外の大まかな傾向>

- 創成川公園と大通公園での喫煙率が高い（特に平日）
- 平日の創成川公園（⑨と⑩）と大通公園（⑥と⑦）はともに、午前8時台、午後の喫煙者数が多い。（詳細データより抽出）
- 散乱物数は概ね喫煙制限区域内と同レベル（ポイ捨てでは、条例による一定のマナー啓発効果）

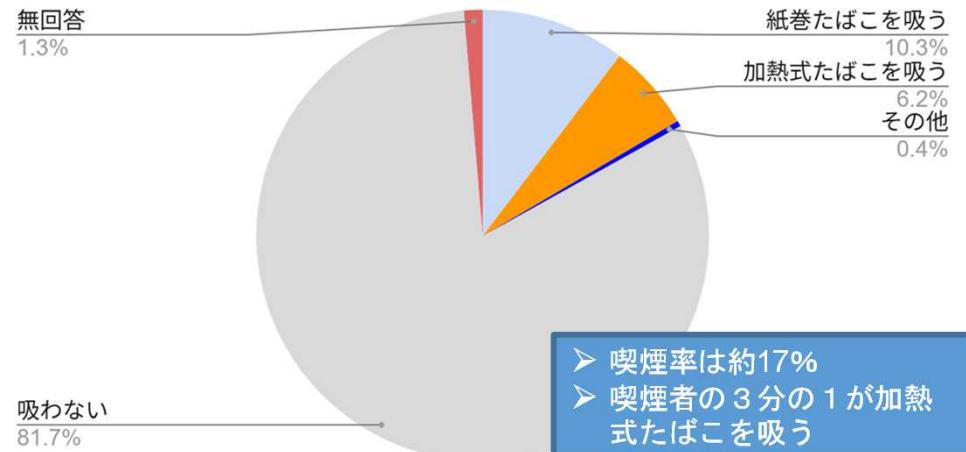
1 調査概要・調査標本数

- 実施期間：令和7年10月3日(金)～19日(日)【17日間】
- 調査方法：郵送法(WEB回答フォームの併用)
調査表を郵送し、同封の返信用封筒で回収または
WEB回答フォームで回答

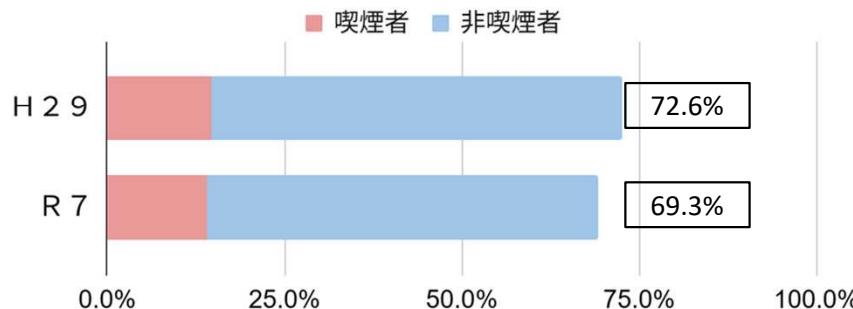
- 調査対象：18歳以上の札幌市民5,000人
- 抽出方法：住民基本台帳からの等間隔無作為抽出法
- 回収数：2,476件(49.5%)
【内訳…紙回答：1,542件(62.3%)、WEB回答：934件(37.7%)】

2 調査結果・設問

Q 1. たばこを吸いますか？

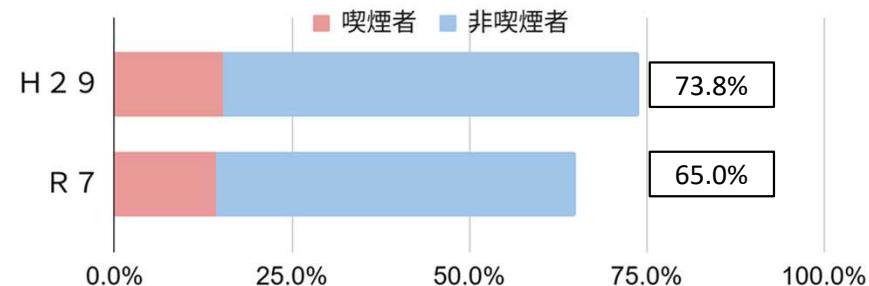


Q 2. 「市内全域で、ポイ捨てをしてはいけない」ことを知っている

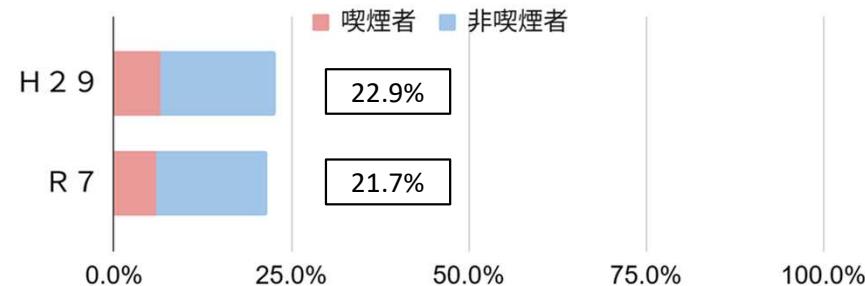


- ポイ捨て禁止・路上喫煙禁止についての認知度は高め
➤ 喫煙制限区域の範囲・指導員の巡回についての認知度は低め

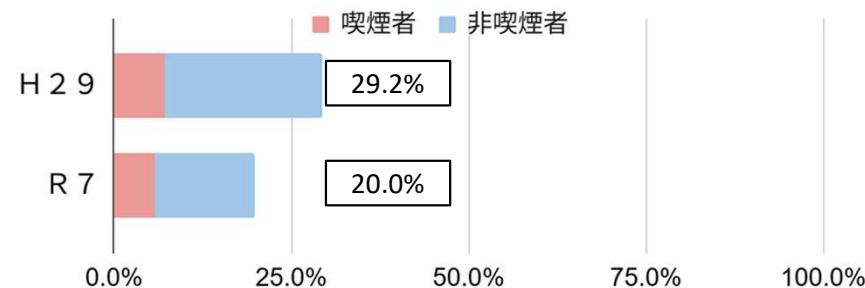
Q 3. 「喫煙制限区域の公共の場所で吸い殻入れがそばに設置されていないときは喫煙してはいけない」ことを知っている



Q 4. 「喫煙制限区域が南北：北8条通りから国道36号線、東西：西1丁目～西4丁目の範囲である」ことを知っている

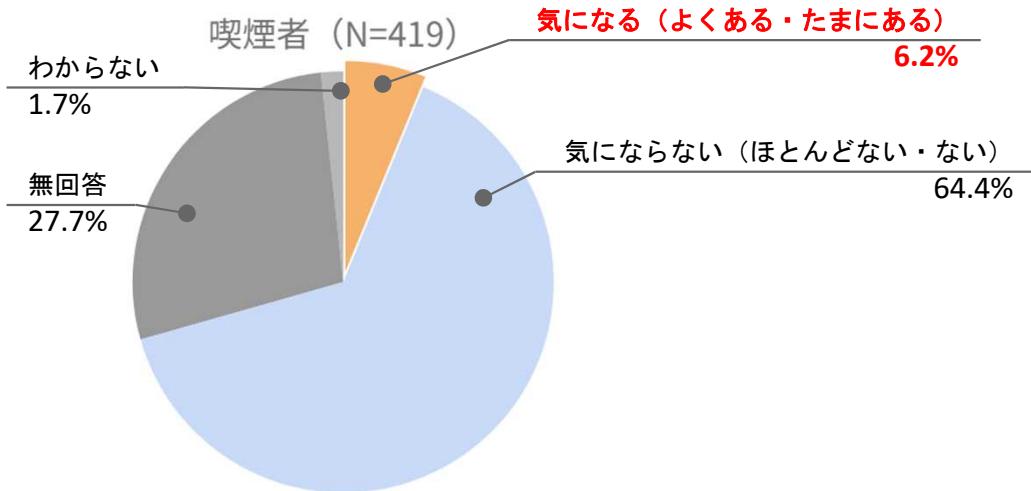


Q 5. 「散乱等防止指導員が喫煙制限区域を中心に巡回している」ことを知っている

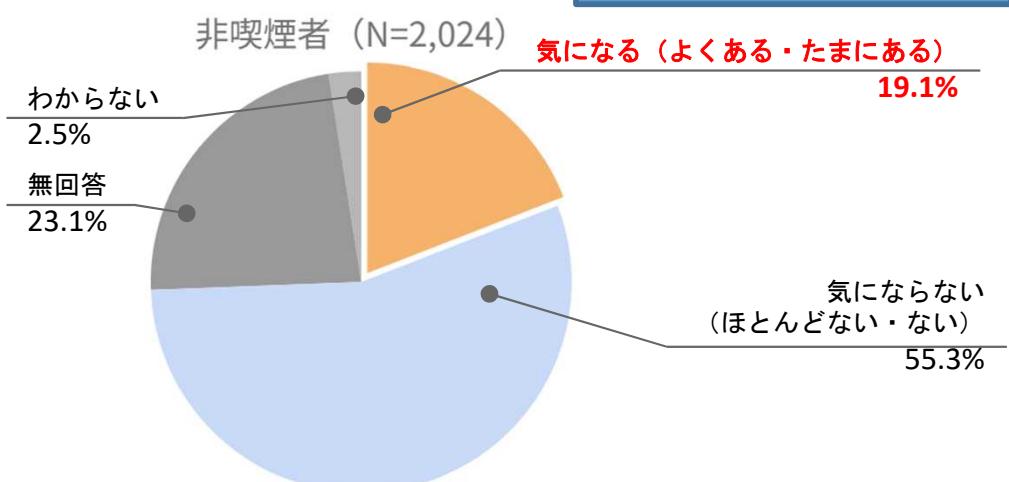


2 調査結果・設問（続き）

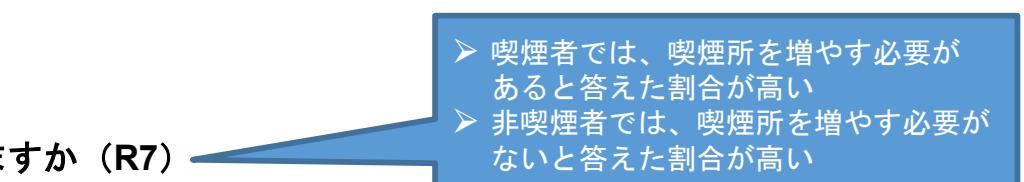
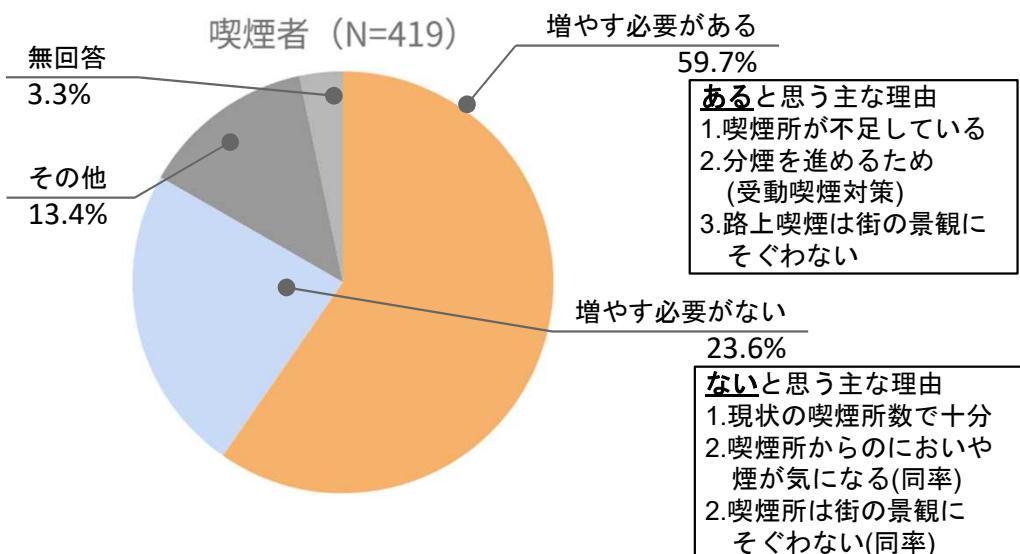
Q6. 大通駅や札幌駅の界隈でたばこのにおいや煙が気になることがありますか（R7）



- 都心部の駅周辺でたばこの臭いが気になる人は少ない
- 気になる率は非喫煙者の方が高め



Q7. 大通駅や札幌駅の界隈で喫煙所を増やす必要があると思いますか（R7）



- 喫煙者では、喫煙所を増やす必要があると答えた割合が高い
- 非喫煙者では、喫煙所を増やす必要がないと答えた割合が高い

☞ 現在の都心部の喫煙対策とその現状や課題を踏まえながら、それぞれの検討項目について、以下の論点も考慮しつつ検討を進めていく必要がある。（議論やご意見をいただきたい部分）

<現状の課題>

- ・ 喫煙制限区域外、特に創成川公園や大通公園西側をはじめ区域境界の際（きわ）で、路上喫煙者の数が多い。
- ・ すすきの地区について、喫煙制限区域ではない国道36号線から南側は、たばこの吸い殻が非常に目につく状況であるとして、喫煙制限区域に含めるよう要請がなされている（すすきの観光協会からの要請）。
- ・ 現在は、紙巻きたばこ（＝火のついたたばこ）のみを過料規制の対象としているが、条例制定時にはなかった加熱式たばこを吸っている人も多く、煙が気になるという苦情も多い。

1 喫煙制限区域の見直し

- (1) 現状の課題を踏まえながら、区域拡大をどこまで行うべきか
- (2) 「たばこの火によるやけどのおそれ」のみならず、たばこの煙に対する配慮等が求められている
- (3) 拡大した区域に対する巡回のあり方やその体制整備をどうするか
(現状の喫煙課題解決に対する人件費等の費用対効果)
 - ・ 現在の散乱等防止指導員3名+警備員1名体制で17,685千円/年
- (4) 区域を拡大しても喫煙者が区域外に移動して喫煙する懸念がある（喫煙所設置等をはじめとする対策を合わせて検討する必要性）

<公衆喫煙所について>

- (1) そもそも必要か(喫煙所設置は分煙を進める半面、市民に喫煙を促しているように誤解される懸念がある)
- (2) (設置の場合) どのような場所、機能・構造が効果的か

2 喫煙規制対象（過料）への加熱式たばこの追加

- (1) 喫煙者の1/3以上が加熱式たばこを利用している現状を踏まえ、過料規制対象に加熱式たばこを追加するべきか
- (2) 「たばこの火によるやけどのおそれ」のみならず、たばこの煙に対する配慮等が求められている

3 周知啓発・取り締まりの方法

- (1) 市民・都心部に勤務する人・国内観光客・インバウンドなど、対象に応じた効果的な啓発へのアイデア
- (2) どのレベルまで取り締まりを行うか